

照合省略指定事業所事務担当者研修

～第2部 被保険者にかかる手続きの前に～

目次

- 1 労働者にかかる書類について
- 2 被保険者にかかる主な手続きの期限について
- 3 被保険者性の判断について
- 4 個人番号（マイナンバー）について

※本動画は、令和4年11月現在の制度に基づき作成しています。今後の制度改正により、取扱いが変わる可能性があることについて、あらかじめご了承ください。

「雇用保険事務手続きの手引き」



- 雇用保険事務手続きの参考としていただくため、ハローワークで交付しています。
- 大阪労働局で作成しており、ホームページにも掲載されています。

第2部 被保険者にかかる手続きの前に

1 労働者にかかる書類について

雇用保険関係書類の保存年限（雇用保険法施行規則第143条）

- 被保険者に関する書類 完結の日から起算して4年間
(例) 資格取得等確認通知書・・・資格喪失後 4年間
資格喪失確認通知書・・・資格喪失後 4年間
離職証明書・・・ハローワークからの返付後 4年間
転勤届受理通知書・・・資格喪失後 4年間
- その他雇用保険に関する書類 2年間

法定三帳簿

- 労働基準法等により作成・保管が義務づけられている書類
- 保存期間は5年間（当面の間は3年間）

労働者にかかる書類は保存年限を守り
大切に保管してください。



第2部 被保険者にかかる手続きの前に

1 労働者にかかる書類について

帳簿	記載事項
労働者名簿	<ul style="list-style-type: none">①労働者の氏名②生年月日③履歴④性別⑤住所⑥従事する業務の種類（常時30人未満の労働者を使用する事業場では記入を要しない）⑦雇入年月日⑧退職年月日及びその事由（解雇の場合はその理由）⑨死亡年月日及びその原因
賃金台帳	<ul style="list-style-type: none">①賃金計算の基礎となる事項②賃金の額③氏名④性別⑤賃金計算期間⑥労働日数⑦労働時間数⑧時間外労働、休日労働及び深夜労働の労働時間数⑨基本給、手当その他の賃金の種類ごとにその金額⑩労使協定により賃金の一部を控除した場合はその金額
労働時間の記録に関する書類	出勤簿やタイムカードなど

第2部 被保険者にかかる手続きの前に

2 被保険者にかかる主な手続きの期限について

事由	必要な手続き	提出期限
被保険者となる労働者を雇用したとき	雇用保険被保険者資格取得届	雇用した日、被保険者に該当するようになった日の属する月の翌月10日まで
離職等により被保険者でなくなったとき	・雇用保険被保険者資格喪失届 ・雇用保険被保険者離職証明書	被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
被保険者が転勤したとき ※同一事業主間の別の事業所へ勤務する場所が変更される場合(例 A支店→B支店)	雇用保険被保険者転勤届	事実のあった日の翌日から10日以内
被保険者が、 60歳になったとき 育児休業を取得したとき 介護休業を取得したとき	各証明書・申請書	詳細は 「雇用保険事務手続きの手引き」 参照

「氏名変更」のみの場合は手続き不要

※資格喪失届など他の届出書・申請書を提出する際に新氏名を記載



第2部 被保険者にかかる手続きの前に

3 被保険者性の判断について

法人の役員

- 法人の役員は原則として被保険者にはならない。
- ただし、労働者としての身分も有するいわゆる「兼務役員」であって、報酬支払等の面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り被保険者となる。
➔ 「兼務役員雇用実態証明書」を提出し被保険者性の有無の判断を行う。

※特に「法人の役員」はご注意ください



兼務役員雇用実態証明書

- 登記への記載がない役員、また、雇用期間中に役員や顧問など委任関係となる身分を兼務するようになった場合も提出が必要。
- 委任関係となる身分に変更となった場合や、兼務役員となった場合で被保険者性が認められない場合は、資格喪失手続き（喪失原因「2」）が必要となる。

詳しくは、雇用保険事務手続きの手引きをご確認ください。



第2部 被保険者にかかる手続きの前に

4 個人番号（マイナンバー）について

個人番号（マイナンバー）

- 事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続きの届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

マイナンバーの記載が必要な手続き

- 雇用保険資格取得届
- 雇用保険資格喪失届
- 高年齢者雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付支給申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付支給申請書
- 介護休業給付支給申請書

※マイナンバーの記載がない届出等については、原則返戻させていただきます。

